

標記活動館ノ常番長永金太郎ハ豫テヨリ酒乱ノ癖アリテ常番
トシテ不適當ノ聲アリタルヲ林柄去ル八月二十日午後十一時頃
同館横路次ニ於テ泥酔ノ末隣家池平食堂ノコソクニ誹謗表
一當ニ十四年ト些細ノコトヨリ喧嘩ヲナシ負傷セシムルニ至
リタルヲ支配人原憲後ノ知ルトコロトナリ八月廿三日同人ノ
常番ヲ免シ来ル九月一日迄ニ同館ヲ立退キ外部ヨリ通勤スル
極言淺シタルニ同人ハ直ニ関東一般使用人組合主事内田定五
郎ヲ訪問交渉方ヲ依頼セルヲ以テ内田定五郎ハ同月廿五日池
袋平和館ヲ訪問原文配人ト會見シ立退ノ取消方ヲ嘆願セルカ
尚折難池袋署ニアリテハ九月一日午前九時

支配人 原 憲 後
組合主事 内田定五郎
従業員 長永金太郎
ノ勞賃双方ヨリ同署ニ招致シ重大ナル時局ノ林柄ニ鑑ミ勞賃關

ノ抗争ハ不可ナル旨警告シタルトコロ事業主側ハ同人カ前非
ヲ悔ヒ改悛ノ情ヲ表スニ於テハ一應立退キヲ取消シテ可ナル
意圖ナル旨ヲ述ヘ長永金太郎ヨリ陳謝ノ意ヲ表シた記費書ヲ
交換円満解決セリ

覚 書

今般池袋平和館常番長永金太郎常番解除ニ關スル紛議ハ池袋
警察署特高係立會ノ上左ノ如キ條件ニ依リ円満解決シタルニ
依リ覺書ニ通ヲ作成シ當事者各ニ通宛保持スルモノトス

解決條件

- 一 長永金太郎ノ常番解除ハ取消スコト
- 一 (但シ自今不行積ノ場合ハ立退解雇相成ルモ異議ナキコト)
- 一 今後表方ハ一致協力出来得ル限リ館經營ニ協力シ勤務ニ
精励スルコト